

第 6468 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 6月 26日 金曜日
発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp	

♠ 消費税の課税選択の変更に係る特例

Q：新型コロナの影響で消費税の届出の特例ができたとか。どのようなものですか？

A：次のような内容のものです。

【解説】

新型コロナの影響により、「消費税の課税選択の変更に係る特例」が創設され、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響(新型コロナウイルス感染症等の影響)を受けている事業者で一定の条件を満たす者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する(又はやめる)ことができることとされました。

対象となる事業者は、新型コロナウイルス等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち、任意の1ヵ月以上の期間の事業収入が、著しく減少(前年同期比較概ね50%以上)している事業者です。

なお、この特例により課税事業者を選択する(又はやめる)場合は、2年間の継続適用要件が適用されませんので、この特例により課税事業者を選択した課税期間の翌課税期間に課税期間の選択をやめることも認められます。

このほか、新設法人が調整対象固定資産を取得した場合等における納税義務免除の制限について、税務署長の承認により、その制限を解除する特例が設けられています。

特例の承認を受けようとする場合は、特定課税期間の確定申告期限までに承認申請書を税務署の提出しなければなりません。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

